

平成26年度

我が国の未来を拓く地域の実現に関する
調査研究
公募要領

公募期間

平成26年8月28日(木)～9月24日(水) 12時

独立行政法人科学技術振興機構 (J S T)

産学基礎基盤推進部

平成26年8月

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ（注1）を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定・平成26年2月改正）及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成18年8月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）等の改正を前提として行うものであり、平成26年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

（注1）：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照。

目 次

1. 我が国の未来を拓く地域の実現に関する調査研究の目的	1
2. 募集に関する主要事項	2
(1) 申請者の要件（公募対象機関等）	4
(2) 調査研究課題の期間・規模等	4
(3) 選考について	4
(4) 採択後の責務等	6
3. 費用の用途について	9
(1) 調査研究費（直接経費）について	9
(2) 間接経費について	10
(3) 取得した設備等の所有権について	10
4. 応募にあたっての留意点	11
(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて	11
(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	11
(3) 研究費の不正な使用等に関する措置	14
(4) 研究活動の不正行為に対する措置	15
(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	17
(6) 人権の保護及び法令等の遵守への対応について	20
(7) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	21
(8) バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	22
(9) Read&Researchmap（R&R）への登録について	22
(10) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について	23
(11) J S T先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	24
5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法	25
(1) e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等	25
(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法	25
(3) 利用可能時間帯、問い合わせ先	26
① e-Rad の操作方法	26
② 問い合わせ先	26
③ e-Rad の利用可能時間帯	26
6. その他留意事項	27
応募に際しての参考事項	27
(1) 男女共同参画について	27
(2) 「国民との科学・技術対話」について	28
(3) オープンアクセスについて	28
(4) 低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業について	28
(5) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	29
7. その他	30
エフォートの定義について	30

1. 我が国の未来を拓く地域の実現に関する調査研究の目的

現在、我が国の各地域では様々な政策課題が顕在化しつつあります。これに対し、地域が有する多様なリソースを最大限に活用した科学技術イノベーションの取組は、地域に新たな成長分野を創出し、中長期的な地域の産業振興・雇用創出につながることで期待され、これら地域課題の解決に大きく寄与することができるものと考えられます。

地域科学技術イノベーション施策の推進に当たっては、地域が抱える課題を具体的に見据えつつ、我が国の未来を拓く地域の目指すべき姿を実現するための研究開発の推進が必要と考えています。さらに、科学技術イノベーションを生み出すためには、一地域が有するリソース及びプレイヤーのみで成果を生み出すことの限界があることも指摘されており、特定の地域内の産学官金のみではなく、他地域のリソース及びプレイヤーとの連携を可能とした体制の形成が求められています。

このためには、地域が掲げる「目指すべき姿[※]」を調査・分析し、それを実現するために必要となる地域内外の大学等の研究成果及び広域連携の可能性、先端機器・設備の活用方法等を明らかにすることが必要です。

本調査はこうした地域の「目指すべき姿」の実現に必要な大学等の研究成果の把握及び他地域の大学等との広域連携の可能性等を大学等の視座から検討し、今後の地域科学技術イノベーション施策への展開の可能性について調査いただくことを目的とするものです。

(※) 目指すべき姿：

地域が抱える公共的な課題の解決のための政策等。分野等は自由であるが、大学等の研究開発が貢献することで達成され、概ね5年後を目途に実施可能であることが要件。

本調査においては地域の科学技術イノベーション政策やホームページ等にて明示されているビジョン等、その根拠が明示されているもの。

(例)

- ・ 地域に集積する〇〇産業を基礎として新規の地域ブランドを創出
- ・ 〇〇技術により、山間・離島等における高齢者や障害者が健康、安全に暮らせる社会の実現
- ・ 地域に豊富な〇〇自然エネルギー活用等による自然と共生可能なモデルを開発

2. 募集に関する主要事項

上記を踏まえ、JSTでは我が国の未来を拓く地域の「目指すべき姿」の把握及びその実現に必要な地域内及び地域外の大学等の研究開発、知的財産の特定、先端機器・設備の活用方法、広域連携体制等の具体化を目的として以下について調査を実施いたします。

最終的に、本調査内容を調査報告書として提出していただきます。

- ①想定地域^{※1}が抱える課題及び「目指すべき姿」の把握
- ②①の「目指すべき姿」を実現するために必要となる研究シーズの分析・特定と同研究シーズに係る技術調査
- ③「目指すべき姿」を実現するために必要な研究機関との連携の可能性
- ④社会実装^{※2}・事業化を見据えた地方自治体・企業との連携可能性
- ⑤予想される社会的効果

(※1) 想定地域：「目指すべき姿」を掲げており、申請者である大学等の研究成果がその実現に貢献できると想定される地域。

(※2) 社会実装：研究開発の成果が社会において実際に使用され、社会の抱える問題の解決に役立っていること。

調査項目

下表のとおり。

調査事項	調査項目
① 想定地域が抱える課題及び「目指すべき姿」の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき姿」の詳細分析 ・「目指すべき姿」の実現に向けた課題の分析、特定
② 「目指すべき姿」を実現するために必要となる研究シーズの分析、特定と技術調査	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき姿」を実現する上で必要となる想定地域内の研究シーズの特定。同シーズを有する研究機関及び研究者の特定 ・提案機関が現在保持している研究シーズ及び知的財産の強み・弱み、競合技術等の有無及び将来的な強化策に関する調査・分析
③ 「目指すべき姿」を実現するために必要な研究機関との連携の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき姿」を実現する上で必要となる想定地域外の研究シーズと同シーズを有する研究機関及び研究者の特定 ・他地域の大学等との協力関係等の状況 ・連携への参加主体、研究機関・企業等を取りまとめるマネジメント機能の検討
④ 社会実装・事業化を見据えた地方自治体・企業との連携可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき姿」を実現する上で基礎となり得る関連産業の集積状況 ・将来的に社会実装や事業実施の主体として想定される企業と連携状況 ・想定地域の自治体との協力の在り方 (特区の運用状況、新たに必要となる規制緩和の把握、予算措置の見込み等、社会実装を図る上で行政が担うべき役割の分析) ・「目指すべき姿」の実現に向けたこれまでの取組実績・準備状況 (府省庁の補助金等の獲得実績、研究会の開催等) ・地域が有する先端機器・設備の「目指すべき姿」の実現に向けた活用方法
⑤ 予想される社会的効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指すべき姿」を実現することにより、新たに創出され得る市場の規模、予想される市場占有率、波及効果、解決される社会的課題等

(1) 申請者の要件（公募対象機関等）

以下の機関であること。

- ・ 大学
- ・ 大学共同利用機関
- ・ 研究開発法人※
- ・ 高等専門学校

※研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。

- ・ 本公募では、機関単位で提案していただきます。
- ・ 同一機関から複数の提案をしていただくことも可能です。この場合、機関内で提案の優先順位を決めていただく必要はありません。
- ・ 機関単位での提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の所属研究機関担当者（e-Rad 事務代表者）に御確認いただくとともに、「5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」（P25）を御確認ください。

(2) 調査研究課題の期間・規模等

① 調査研究実施期間

平成26年11月1日から平成27年2月28日まで

② 調査研究費の規模

調査研究費 : 1件あたり300万円を上限（間接経費を含む）

採択予定件数 : 30件程度

(3) 選考について

① 提案内容

応募申請書に以下内容を記載していただきます。

- 1) 2. に記載の調査項目※¹に対する、調査計画・調査方法・実施体制
- 2) 1) の調査計画にかかる費用の内訳
- 3) 想定地域の地理的範囲及び「目指すべき姿」の根拠※²となる科学技術イノベーション施策等。
- 4) 3) に記載した想定地域の「目指すべき姿」に貢献出来ると予想される提案大学等の研究シーズ

(※1) 調査計画・調査方法には2. に記載の今回の調査項目を踏まえた計画・方法・体制を記載してください。

(※2) 想定地域の科学技術イノベーション政策やホームページ等で明示されているもの。

② 選考体制等

提案内容の選考は、プログラムオフィサー（P0）及びアドバイザーによって実施されます。応募者から提出された申請書類の内容について、P0 がアドバイザーの協力を得て選考を行い、④の「選考の観点」に基づき採択候補課題を選考します。

なお選考の過程において、提案内容について応募者に問合せを行う場合があります。

なお、選考の経過に関する問合せには応じられません。

③ 選考の流れ

・形式審査

応募提案が応募の要件を満たしているかについて審査します。要件を満たしていない場合は、以降の審査の対象外となります。

・書類選考

P0 がアドバイザーの協力を得て書類選考を実施します。

④ 選考の観点

- 1) 調査に係る調査計画・調査方法・実施体制の合理性
- 2) 調査に係る費用内訳の妥当性
- 3) 「目指すべき姿」の根拠となる科学技術イノベーション施策等の妥当性
- 4) 申請者の有する「目指すべき姿」に関する研究シーズの内容

(注) 調査計画・調査方法・実施体制の合理性は、想定地域の「目指すべき姿」、2. の調査項目を踏まえ判断します。

⑤ 留意事項

- ・応募申請書の提出は、e-Rad により行ってください。
- ・公募締切後に提出された応募申請書はいかなる理由があろうとも無効となります。
- ・応募申請書に不備がある場合は選考対象となりません。
- ・応募申請書の様式は変更を認めません。

⑥ 公募・選考スケジュール（予定）

提案の募集開始	8月28日（木）
提案の募集受付締切 （e-Radによる受付期限日時）	9月24日（水） 12時《厳守》
選考期間	9月下旬～10月下旬
採択課題の通知・発表	10月下旬頃
調査研究開始	11月1日（土）

（4）採択後の責務等

本調査研究の代表者及び参加者の責務等

- ・ J S Tの研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- ・ 提案した調査研究課題が採択された後、J S Tが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJ S Tに提出していただきます。
 - a. 募集要項等の要件を遵守する。
 - b. J S Tの研究費は国民の税金で賄われていることを認識し、研究上の不正行為や不正使用などを行わない。
 - c. 研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するためにJ S Tが指定する研究倫理教材（オンライン教材）を履修するとともに、参加する研究員等に対して履修義務について周知する。また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますのでご注意ください。
- ・ 参加する研究員等は、研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するためにJ S Tが指定する研究倫理教材（オンライン教材）を履修することになります。
- ・ 本研究の代表者には、調査研究全体の研究費の管理（支出計画とその進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。
- ・ 本研究の参加者は、J S Tと研究機関との間の研究契約及びJ S Tの諸規定に従っていた

だきます。

② 研究機関の要件・責務等

- ・研究機関(採択された研究課題の研究代表者および主たる共同研究者の所属機関)は、本調査研究の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等を防止する措置を講じることが求められます

- ・研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、平成26年4月から運用開始の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。

なお、研究機関は、ガイドラインに従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査にご対応いただく必要があります(「6.4 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について」。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/008/houkoku/07020815.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- ・研究機関は、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日文部科学省科学技術・学術審議会・研究活動の不正行為に関する特別委員会)における行動規範や不正行為への対応規程等の整備や研究者倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu12/houkoku/06082316.htm

- ・委託研究契約書及びJSTが定める「委託研究契約事務処理説明書」に基づいて、研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行ってください。また、JSTに対する所要の報告等、及びJSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応してください。
- ・JSTは、調査研究費を受け取る研究機関と委託研究契約を締結いたします。効果的な調

査研究の推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きに協力してください。委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。

- ・ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JSTは、平成25年度以降の新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の履修を義務付けることとしました（履修等に必要な手続き等は、JSTで行います）。研究機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。これに伴いJSTは、当該研究者等が機構の督促にも拘わらず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- ・ 本調査研究により得られた調査結果は公開する予定です。また、今後の研究開発推進のためにJSTが使用することがあります。

3. 費用の用途について

(1) 調査研究費（直接経費）について

調査研究費（直接経費）の用途については、以下のとおりです。

- a. 当該調査研究の遂行に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。
- 1) 事業費：
 - ・新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費、当該調査研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費等。
 - 2) 人件費：
 - ・調査に係る作業等を行うアルバイトの場合は、受託機関の規定どおりアルバイト代として支出できます。これにともなう通勤交通費、労災保険料等、規定に定めのあるものも含めます。
 - ・経理等の事務を行うアルバイトに対しては支出できません。
 - ・既に大学等に雇用されている研究者等の人件費は支出できません。
 - 3) 再委託費：
 - ・全調査を他機関に一任する形ではなく、調査遂行上必要であれば支出できます。
 - 4) その他：
 - ・上記の他、当該調査研究を遂行するために必要な経費。
調査研究成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等費目の具体的な定義については、調査研究費を受託する研究機関の規則・規定に従います。
- b. 以下の経費は調査研究費（直接経費）として支出できません。
- 1) 当該調査研究の目的に合致しないもの
 - 2) 間接経費としての使用が適当と考えられるもの
 - 3) すでに大学等に雇用されている研究者等の人件費
 - 4) パソコン等の共通的に使用される物品等に係る経費

(注) 調査研究費（直接経費）からの支出が適当か否かの判断が困難な場合は、JSTへお問い合わせください。

(注) 一部の項目について委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表[※]等により、一定のルール・ガイドラインを設け、適正な執行をお願いしています。

[※] 府省共通経費取扱区分表は下記 URL をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/10/07/1311600_01.pdf

(2) 間接経費について

間接経費については、原則、直接経費の30%にあたる額を上限とします。間接経費は、調査研究参加者の研究環境の改善やその所属機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当されるものです。

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式により独立行政法人科学技術振興機構に報告が必要となります。

(3) 取得した設備等の所有権について

JSTが支出する調査研究費により機関が取得した設備等については、機関に帰属するものとします。

4. 応募にあたっての留意点

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(1) 提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

- 提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

- 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、調査研究課題名、所属研究機関名、調査研究責任者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

調査研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、調査研究課題名、及び調査研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

- 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から内閣府への情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

(2) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

- 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

【「不合理な重複」及び「過度の集中」に対する措置について】

(ア) 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本調査研究において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準じる場合

なお、本調査研究への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本調査研究において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(イ) 「過度の集中」に対する措置

本調査研究に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本調査研究において、採択の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の年間の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

このため、本調査研究への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先 (rp-info@jst. go. jp) まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本調査研究において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)より)

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)^{※1}等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、及び採択が決定している場合、同一課題名または内容で本調査研究に応募することはできません。

- 研究提案者が平成26年度及び平成27年度に他の制度・研究助成等で1億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計1億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本調査研究での研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中で他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ先 (innove@jst. go. jp) まで速やかに連絡してください。

^{※1} 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

(3) 研究費の不正な使用等に関する措置

- 本調査研究において、研究費を他の用途に使用したり、J S Tから研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本調査研究の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該調査研究課題に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還を求めます。
- 本調査研究の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて次頁の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。制限の期間は、原則として、不正に係る委託費等を返還した年度の翌年度以降1年から10年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の調査研究課題（継続課題）への調査研究責任者又は共同研究者等として参加することを指します。
- 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度^{※3}、J S Tが所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本調査研究への応募及び新たな参加が制限されます。（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます。）
- 本調査研究において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度^{※3}において申請及び参加が制限される場合があります。
- 本調査研究において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者のうち、本調査研究への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表することとします。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

※3 他の具体的な対象制度については下記URLをご覧ください。
http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/13_2ichiran.pdf
その他、平成26年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜御確認ください。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が少なく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注) 平成25年度以降に新たに採択された研究開発課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成24年12月28日付で規則改正しました(施行日は平成25年1月1日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に2の項、4の項及び6の項における資格制限期間は、平成25年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成25年4月1日以降、適用します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

- 本公募は、『公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について(審議のまとめ)』(平成26年2月3日「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議決定)を踏まえて現在検討している、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会決定)の見直し内容を前提として行うものです。研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、見直し後のガイドラインを遵守することが求められます。

なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

- 本調査研究の調査研究課題に関して、研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、不正行為の悪質性等も考慮しつつ、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本調査研究への応募及び新たな参加の資格が制限されます。制限の期間は、原則として、1年から10年間とします。なお、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究開発責任者又は共同研究者等として参加することを指します。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの方と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

（注）平成25年度以降に新たに採択された研究開発課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成24年10月17日）を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成24年12月28日付けで規則改正しました（施行日は平成25年1月1日）。上表の制限期間は、改正後のものです。

○国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度(P. 14脚注※3を参照)、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本調査研究への応募及び新たな参加の資格が制限されます。(研究活動の不正行為等が認定された当該年度についても参加が制限されます。)

○本調査研究において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金制度の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度(P. 14脚注※3を参照)において申請及び参加が制限される場合があります。

(5) 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

○ 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

研究機関は、本調査研究の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為(*1)又は不適正な経理処理等(*2)(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

具体的には、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正)に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/008/houkoku/07020815.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(*1) 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

(*2) 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

○ 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

新規採択により本調査研究を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始（委託研究契約締結日）までに、下記ホームページの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年1回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。

なお、平成26年4月以降に、チェックリストが新たな様式に変更され、再度、新様式による提出が必要となる予定です。文部科学省からの周知に十分御留意してください。チェックリストの提出に関する周知は、文部科学省のHP及びe-Radに登録された「事務代表者」宛てのメール連絡により、行われる予定です。

チェックリストの提出にあたっては、研究機関においてe-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録を行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下のe-Rad所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

※チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Radに「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。

チェックリストは、文部科学省の案内・HPで最新情報を確認の上、作成ください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

- ・ 「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について（通知）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

- ・ 体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/__icsFiles/afieldfile/2012/10/30/1324622

なお、平成26年2月18日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

○公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された、または、不正の認定を受けた機関については、公的研究費の管理・監査のガイドラインに則り、改善事項及びその履行期限(1年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減(段階に応じ最大15%)、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

○不正行為等の報告及び調査への協力等

研究機関に対して不正行為等に係る告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘も含む)があった場合は、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に則り、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否をJSTに報告してください。

調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び方法等についてJSTと協議しなければなりません。

告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書をJSTに提出してください。なお、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、JSTに報告する必要がある他、JSTの求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告をJSTへ提出する必要があります。

また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければなりません。

最終報告書の提出期限を遅延した場合は、間接経費の一定割合削減、委託研究費の執行停止等の措置を行います。その他、報告書に盛り込むべき事項など、詳しくは、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」を参照ください。

(6) 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです（改正されている場合がありますので、最新版を御確認ください）。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成12年法律第146号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成13年文部科学省告示第173号）
- ・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針（平成21年文部科学省告示第156号）
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針（平成21年文部科学省告示第157号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成15年厚生労働省告示第255号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成10年厚生科学審議会答申）
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年厚生労働省告示第425号）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(7) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。
- ※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。
- 物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- 経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

（８）バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本調査研究実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター（※）に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとし、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター（<http://biosciencedbc.jp/>）

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月にJSTに設置されました。総合科学技術・イノベーション会議（当時）統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

（９）ReaD&Researchmap（R&R）への登録について

ReaD&Researchmapは日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報のデータベースです。研究分野や所属機関あるいは研究キーワードで研究者を検索し、研究者のプロフィール

や業績など様々な情報を閲覧できます。また、簡単な登録で自身の研究者サイトを作成でき、研究者コミュニティや資料配布用キャビネット、研究者ブログなど様々な便利なツールで研究活動を支援します。

<http://researchmap.jp/>

R&R で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されています。本調査研究実施者は、R&Rに登録くださるよう、ご協力をお願いします。

(10) 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本調査研究における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

- ・大型放射光施設「SPring-8」

<http://user.spring8.or.jp/>

- ・X線自由電子レーザー施設「SACLA」

<http://sacla.xfel.jp/>

- ・大強度陽子加速器施設「J-PARC」

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

- ・スーパーコンピュータ「京」

<http://www.hpci-office.jp/>

○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

○ナノテクノロジープラットフォーム

<https://nanonet.go.jp/>

○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業

<http://www.nims.go.jp/lcnet/>

○つくばイノベーションアリーナ（TIA-nano）

<http://tia-nano.jp/>

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業

http://pford.jp/

○ナショナルバイオリソースプロジェクト

http://www.nbrp.jp/

(11) JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照ください。詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧ください。(先端計測のホームページ <http://www.jst.go.jp/sentan/> から)

研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】

ここをクリック

開発の結果
▶プレス発表一覧
▶実用化に至った成果一覧

開発成果の活用・普及促進
▶実施している研究室HPリンク一覧

採択結果(プレスリリース)
▶平成24年度(放射線計測領域(2次公募)、X線/電子顕微鏡領域(非特定型))
▶平成24年度(放射線計測領域「実用化タイプ」中期開発型)

要素技術タイプ
機器開発タイプ
ソフトウェア開発タイプ
プロトタイプ実証・実用化タイプ
開発成果の活用・普及促進

開発成果

ここをクリック

研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】 開発成果

製品化した成果

成果集2012

ここをクリック

5. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法

（１）e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

（２）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法

研究提案の応募は e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>) を通じて行っていただきます。

①e-Rad を利用した申請書類の作成・提出について

本申請は、e-Rad からの応募情報登録（提案書のアップロード）が必要となります。e-Rad からの応募情報登録は、「研究機関単位」となります。応募機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。本提案において科研費等のように研究者個人の e-Rad 研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。

【重要】e-Rad システムの利用にあたっての必須事項と注意点

②e-Rad システム登録（必須）

応募を希望する機関は、本システムへの事前登録が必要になります（過去既に e-Rad にご登録されている場合は再登録の必要はありません）。

下記の e-Rad ポータルサイトにアクセスし、「システム利用に当たっての事前準備」の「研究機関はこちら」または「研究者はこちら」をご参照の上、所属研究機関の登録及び研究者の登録を行い、初回ログイン ID 及びパスワードの発行を必ず受けてください。

e-Rad ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

一度登録を完了しますと、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

ここで登録された機関を“研究機関”と称します。

③e-Rad 事務代表者の決定と登録（必須）

応募機関において、e-Rad に関する事務代表者 1 名を必ず決めていただき、e-Rad ポータルサイトの『システム利用に当たっての事前準備』をよく読んで研究機関の登録手続きを行ってください。**登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をも**

って登録手続きをしてください。

また、連携する研究機関については、可能な限り事前の「研究機関の登録」と各研究機関を代表する研究者においては「研究者の登録」がされ『研究者番号』を取得していることを推奨します。

(3) 利用可能時間帯、問い合わせ先

① e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) からダウンロードできます。e-Rad の利用規約等に同意の上、応募してください。また、推奨動作環境を (<https://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>) あらかじめ御確認ください。

② 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは J S T にて、e-Rad の操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) の操作マニュアルをよく御確認した上で、お問い合わせください。

e-Rad の操作に関する 問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:00～午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
制度に関する問い 合わせ及び提出書類の 作成・提出に関する手 続き等に関する問い 合わせ	J S T 産学基礎基盤 推進部 (公募担当)	<お問い合わせは電子メールでお願い します> (電話でのお問い合わせは、緊 急の場合を除き、ご遠慮ください。) E-mail : innove@jst.go.jp 電話番号 : 03-5214-7997 (緊急時のみ) 受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

○ ポータルサイト : <http://www.e-rad.go.jp/>

③ e-Rad の利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24 時間 365 日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止することがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

6. その他留意事項

応募に際しての参考事項

応募にあたっては、以下も参考にしてください。

(1) 男女共同参画について

JSTはダイバーシティを推進しています！

JSTは、平成25年12月1日付けで、ダイバーシティ推進室を新設しました。

JSTのダイバーシティは、多様な人財が互いを尊重しながら最大限の能力を発揮するとともに、それぞれのキャリアと働き方の多様性を重視して推進します。JSTは、ダイバーシティを通じてイノベーションを創出し、未来社会の課題を解決し、我が国の産業競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

また、従来より実施している「出産・子育て等支援制度」についても、制度利用者である研究者の声を踏まえ、制度の見直しを図りながら、研究復帰可能な環境づくりを通じて、我が国のイノベーション創出に寄与します。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産と子育てについて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、JST職員だけでなく、JST制度を活用されるすべての人々に対してダイバーシティを推進していきます。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

独立行政法人科学技術振興機構
人財部ダイバーシティ推進室 渡辺美代子

JSTでは、研究者がライフイベント（出産・育児・介護）に際し、キャリアを中断することなく研究開発を継続できること、また一時中断せざるを得ない場合は、復帰可能となった時点で研究開発に復帰し、その後のキャリア継続が図れることを目的とした、研究とライフイベントとの両立支援策（当該研究者の研究・開発の促進や負担軽減のために使用可能な男女共同参画費の支援）を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

JST男女共同参画ホームページ

<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>

（２）「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受けられる場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（３）オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

（４）低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業について

ナノテクノロジーを環境・エネルギー技術に適用・融合させたグリーン・ナノテクノロジーに関する研究成果・知見を結集し、環境技術の実用化を加速する研究基盤ネットワークの整備を行うことを目的とした「低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業（文部科学省研究振興局）」が公募され、平成22年5月28日に採択機関としてハブ拠点（3拠点）、サテライト拠点（15拠点）が決定しました。

参考	低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業 http://www.nims.go.jp/lcnet/index.html
----	--

当該拠点において装置が整備され、順次共用されています。整備された装置は、研究基盤の有効活用という観点から、ネットワーク内部の研究者だけでなく、外部の研究者にも広

く利用機会を提供することが求められています。

(5) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」【平成23年度12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。詳しくは以下をご参照ください。

参 考	若手の博士研究員のキャリアパスについて http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm
--------	--

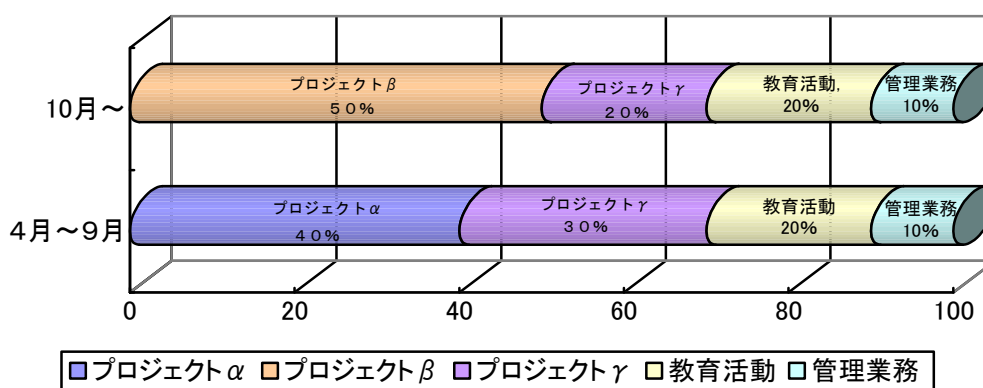
7. その他

エフォートの定義について

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要な時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

●問い合わせ先

お問い合わせは電子メールでお願いします。

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町
（独）科学技術振興機構（JST）
産学基礎基盤推進部 研究管理グループ
E-mail: innove@jst.go.jp